

# 事業報告書

## 第3回相談員研修 後悔しないための国際結婚と離婚、ハーグ条約とDV

日時 平成 29 年 10 月 19 日 (木) 13:30~16:45

目的 沖縄県の平成 27 年度国際結婚比率は 4.2% (全国平均 3.3%) で、そのうち 77%は妻が日本人で夫が外国人である。(平成 28 年度 沖縄県男女共同参画の現状より) また沖縄県では離婚率も高いことから、各機関で受ける相談の中には国際結婚に関するもの、外国人配偶者との離婚に関するものの件数が少なくない。本講座はそうした国際相談を受けた時、あるいは当事者になった時に知っておきたい法律や留意点、ハーグ条約について学ぶ機会を提供し、よりよい社会資源づくり、後悔しない国際結婚への貢献を目指すもの。

対象 男女共同参画関係機関相談員及び、県・市町村・支援機関の相談業務に携わる方、関心のある方

主催 沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団

講師 ①真喜屋法律事務所 弁護士 鎌田 晋氏  
②外務省領事局ハーグ条約室 前小屋 千絵氏

会場 ているる1F ホール

定員 100名 (申込者数: 67名)

参加者 58名 (女性 52名・男性 6名)

本来は相談業務に携わる方を対象とした相談員研修であるが、国際結婚をしている/考えている当事者やその家族も受講可能とし、講師の先生方より以下の内容の講話があった。

### 講演内容 (概要)

- ①「国際結婚と離婚」(真喜屋法律事務所 弁護士/鎌田 晋氏)
- ・国際結婚について(基本ルール、連れ子について、氏について)
  - ・子について(出生届け、認知、親権、国籍)
  - ・国際離婚について(基本ルール、結婚との違い、氏について、注意点)
  - ・法の適用に関する通則法、戸籍法、国際法について
- 講師は、結婚のハードルは低く離婚のハードルは極めて高いことから、万が一に備えて離婚の基本ルールや、日本と相手国のルールの違いを理解しておくことが重要であると結んだ。
- ②「ハーグ条約の概要とDV」(外務省領事局ハーグ条約室/前小屋 千絵氏)
- ハーグ条約の概要、適用対象、ハーグ条約室の体制、「インカミング・ケース」「アウトゴーイング・ケース」のそれぞれにおける業務の実際についての説明に加え、DV被害者支援員への助言、大使館、総領事館で受けられる支援等を具体的な事例を交えながら紹介した。また、講師はDV被害者支援の立場から、たとえDV等の理由で子どもを連れて他州/外国へ移動した場合でも、一方の親の同意がない場合には「連れ去り」と見なされ不利な状況となってしまう可能性があること、ハーグ条約について不明点がある場合はハーグ条約室に相談してほしいことなどを述べ、受講者は一様に真剣に聞き入っていた。

### 参加者の声

- (自由記載欄より抜粋)
- 【国際結婚と離婚】
- ・国際結婚、離婚についてシンプルかつポイントをしぼった内容でとてもわかりやすかった。
  - ・法律についての知識が全くなかったため、基本情報、関連法など確認できて良かった。
  - ・国際離婚のハードルの高さ、どのような支援が必要か知ることができた。
  - ・資料がわかりやすかった。
- 【ハーグ条約とDV】
- ・実際、直接対応を行っている方から現場の状況、外国の状況を教えて頂けて大変良かった。
  - ・ハーグ事案に係るQ&Aにより、実際にどのような事案があるのか、またその対応について知ることができ、イメージしやすかった。
  - ・直接、相談/対応経験はないが、各国の法律が異なるとのことで厳しい現場がよくわかった。
  - ・DV被害を受けている側がもっと尊重されても良いのではないかと思った。双方に公平になるようにというのはすっきりしない。

### 写真



鎌田 晋氏



前小屋 千絵氏



受講風景